

改正後	改正前
<p>第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職業紹介事業者における求人者の申込みの受理に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人者の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。</p> <p>(二) 職業紹介事業者は、求人者の申込みが法第五条の五第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人者の申込みを受理しないことが望ましいこと。</p> <p>三 九 (略)</p> <p>十 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この十において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。</p> <p>(二) (略)</p>	<p>第五 法第三十三条の五に関する事項（職業紹介事業者の責務）等</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 八 (略)</p> <p>九 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項</p> <p>(一) 職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この九において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第二十四条の八第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。</p> <p>(二) (略)</p>